

特別回報

外航組員各位

2019 保険年度コンディションサーベイ実施報告

2019 保険年度 (PY) に実施したコンディションサーベイ (CS) のまとめを以下のとおりご報告します。

目的

当組合では、加入船舶の船質を保つため、一定の船齢に達した新規加入船と既加入船に対し、第三者機関による CS を実施しています。組員の方からお預かりしている保険料で事故の損害を補償するため、加入船舶の船質、運航管理水準を有し、維持しているかを確認する必要があります。

本船の潜在的リスクの診査を行うために、CS の検査項目には船舶のコンディションだけではなく、運航水準と船上での管理水準も含まれます。

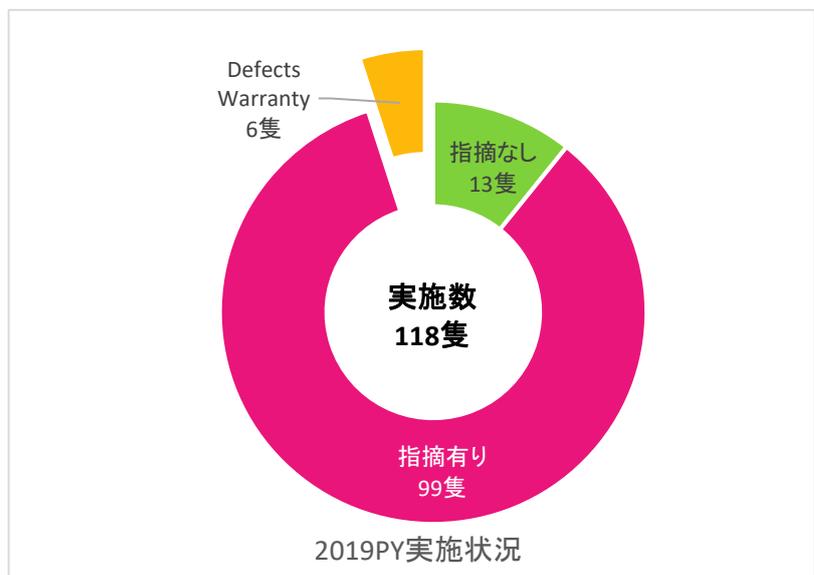


本船乗組員とのミーティング風景

実施状況：2019PY 118 隻

2019PY は、組員のご協力により 118 隻の加入船に対し CS を実施いたしました。

2020PY も引き続き全対象船舶に対し CS を実施することとしておりますので、組員の方には、ご協力をお願い申し上げます。



重大な指摘事項

CS の結果、指摘事項があった場合には、事故を未然に防ぐために速やかな恒久的是正措置をお願いしています。また、重大事故につながる可能性が高い欠陥に対しては、Defects Warranty を付帯し、保険の「てん補制限」もありうると警告しています。

2019 年度に Defects Warranty を付帯した内容の一例を以下に、紹介します。

一般貨物船・撒積貨物船・チップ船において

- ハッチカバーウルトラソニックテスト不合格（詳細は2016年7月13日付特別回報第16-011号参照）
- ハッチカバークリートの腐食・固着

その他（船種に関係なく）

- 機関室内の複数台の機器からの漏油
- 発電機排気ガス漏洩
- 係船索損耗



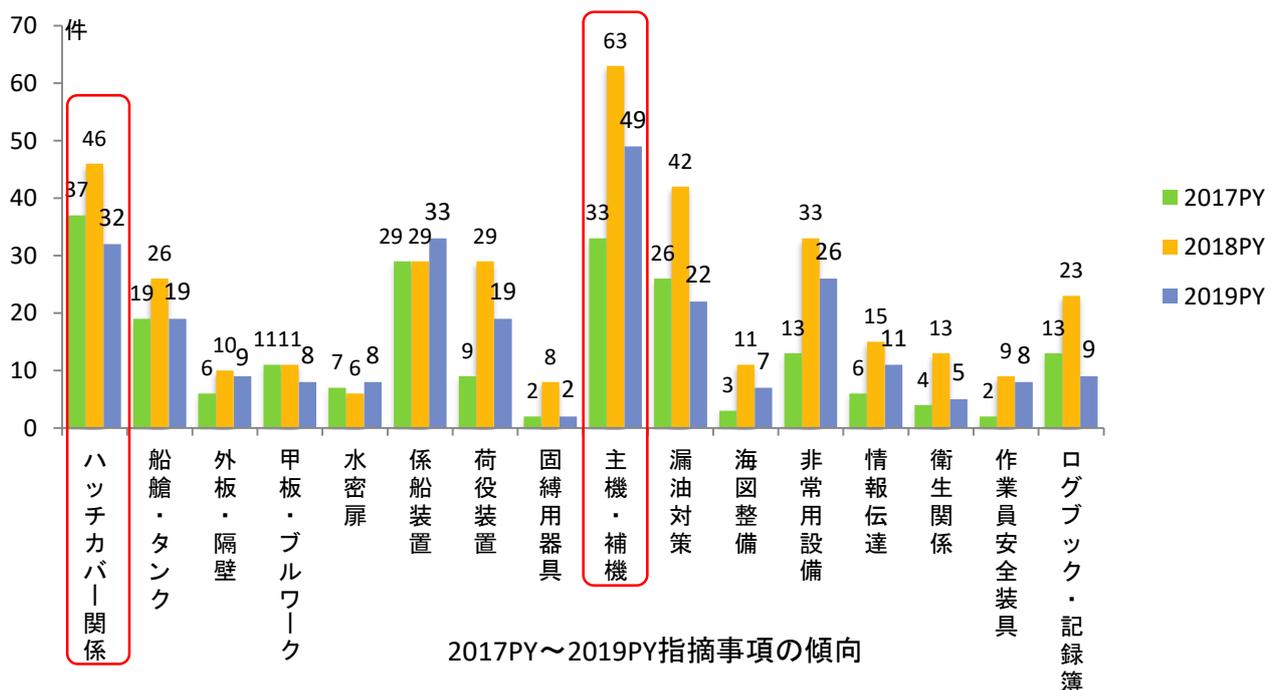
機関室内機器からの漏油



カーゴホルドの発錆

指摘事項の傾向

過去2年間の傾向と変わらず、ハッチカバー・コーミング、機関室設備の不備に指摘が集中しています。過去3年間の指摘事項の傾向をグラフにまとめました。

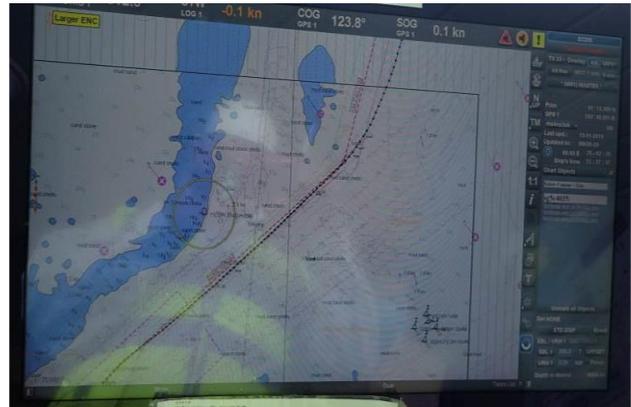


CSでの確認項目例

CSでは、2011年に中国海域で発生したコンテナ船座礁事故の判決で注目された「航海計画」についても確認しています。

以下に「航海計画」に関する指摘内容の一例をご紹介します。

- 大洋航海(Open Sea)において難破船から1.1マイル沖を航行していた (SMS Manual 違反)
- ECDIS上にアボートライン、緊急避難錨地、パラレルインデックスがマークされていない
- 航海計画に余裕水深(UKC)が考慮されていない
- 航海計画に海図精度(CATZOC)が考慮されていない
- 航海計画に前方予測監視アラート(Look Ahead, Safety Frame, X-Tracking)に関する設定距離及び範囲の記載がない。



ECDIS (電子海図表示システム)

適切な「航海計画」の立案と実行は、2020年10月1日施行予定の船舶油濁損害賠償保障法の改正の要因となった座礁事故防止にもつながります。このようにCSでは欠陥箇所にかかわる最新のガイドラインが船上で遵守されているか、現場の運行実態を定期的に見直す好機となっています。

まとめ

本船のヒヤリハット報告から安全対策の傾向は明らかになりますが、組合員の皆さまの大切な財産である本船、乗組員を守るためには、第三者の視点で実際の本船の運航実態を確認することも肝要です。CSは、現場の整備が追い付いていない箇所を指摘事項として可視化するだけでなく、是正報告までが一連の流れとなっていますので、加入船舶の船質維持、および船質底上げの一助になると考えております。また、CSの実施には組合員のご協力が不可欠です。CSの機会に過去クレームに基づき重点的に確認したい箇所があればどうぞ契約部担当者へご相談ください。2020PYもCS実施にどうぞご協力をお願い申し上げます。

以上

添付資料：サーベイ実施基準

サーベイ実施基準

1. 新規加入予定船

- (1) コーティングをもつケミカルタンカー等^[1]は、船齢 5 年以上
- (2) 上述(1)以外のすべての船舶は、船齢 10 年以上

2. 既加入船

- (1) 以下の(2)~(6)を除くすべての船舶は、船齢 15 年以上
- (2) 船舶の堪航性に起因する同種事故を 2 回以上起こしている船舶は、船齢に関係なく全船舶
- (3) コーティングタンクをもつケミカルタンカー等^[1]は、船齢 5 年以上
- (4) 冷凍冷蔵運搬船^[2]は、船齢 10 年以上
- (5) 過去 12 ヶ月間に貨物として重質重油（HFO: Heavy Fuel Oil）を運送したタンカーは、船齢 10 年以上
ただし、以下 a.~c.の場合は除く。
 - a. 過去 12 ヶ月間に組合のコンディションサーベイを受検している
 - b. 過去 6 ヶ月間に船級協会の定期検査を受検している
 - c. 国際船級協会連合（IACS）加盟の船級協会による船舶状態評価鑑定（CAP）で CAP1 または CAP2 の評価を取得している
- (6) 船齢 10 年以上のすべての船舶で船舶管理会社の変更があった場合はその都度、ただし、コーティングタンクをもつケミカルタンカー等^[1]は、船齢 5 年以上

[1]コーティングタンクをもつケミカルタンカー、メタノールタンカー、プロダクトタンカー、硫酸タンカー、糖蜜タンカー、クリーンタンカー、鉱石・ケミカル兼用船

[2]冷凍・冷蔵運搬船、冷凍・冷蔵運搬船兼油槽船

3. 再検査

- (1) 原則として検査日から 5 年ごと
- (2) 船齢が 20 年を超える新規加入船舶に関しては、加入後 2 年ごと

注意事項

1. コンディションサーベイ実施にあたり、組合指定の検査機関より 1~2 名のサーベイヤーがアテンドします。組合の検査項目にしたがって各証書類の確認、各部メンテナンス状況、航海計画、救命消火安全設備、堪航性、堪貨性及び船種毎の検査項目等について本船の運航スケジュールに支障のない範囲で半日から 2 日程度の日数で実施されます。検査項目の中には、ハッチカバーの水密テスト、バラスタタンク・船艙の内検などが含まれ、船長以下乗組員のご協力を得なければならないものがあります。また、検査は船内を巡視しながら行いますので、検査の際には乗組員に立会って頂く必要があります。終了時には指摘事項をまとめて船長に報告します。
2. 上記基準に拘らず実際にクレームが発生し、クレーム発生メカニズムに疑問のあるときは、別途コンディションサーベイを実施することがあります。
3. 新規加入船の場合においては原則加入前に実施するものとしています。
特段の事情がある場合は、契約開始後 30 日以内に実施します。

以上